

足利市の非課税基準(令和3年度以降)

非課税の範囲	対象者	所得の基準
均等割・ 所得割	生活保護法の規定により生活扶助を受けている方	なし
	障害者・未成年者・寡婦又はひとり親	合計所得金額 ≤ 135万円
	合計所得金額 ≤ 32万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族(16歳未満含む)の人数) + 10万円 + 19万円(注) (注) 同一生計配偶者や扶養親族(16歳未満含む)がいる場合に加算します。	
所得割のみ	総所得金額等 ≤ 35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族(16歳未満含む)の人数) + 10万円 + 32万円(注) (注) 同一生計配偶者や扶養親族(16歳未満含む)がいる場合に加算します。	